



[http:// www.okamoto-pat.jp/](http://www.okamoto-pat.jp/)

岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2020 APRIL / 228号

★ 2020年4月1日施行の改正意匠法 ★

2020年4月1日から施行される改正法について、このニュースでも何度か取り上げてきましたが、いよいよ施行日を迎えますので、意匠法改正について復習してみたいと思います。

(1) 存続期間の延長 (ニュース 217号)

意匠権存続期間が出願日から25年間になります。適用があるのは、施行日以降に出願して登録になったものであり、施行日時点で存続している意匠権については従前どおり登録日から20年間です。施行日以前の本意匠に基づいて施行日以降に関連意匠(下の(2)参照)を出願する場合は新法の適用(存続期間は出願日から25年間)があります。

(2) 関連意匠制度の拡充 (ニュース 217号)

関連意匠制度とは、自己の出願した意匠又は自己の登録意匠(本意匠)に類似する意匠の登録を認める制度です。関連意匠の出願可能期間が、「本意匠の登録の公表まで」(8か月程度)から、「本意匠の出願日から10年間以内」まで延長されます。また、関連意匠にのみ類似する意匠の登録が可能になります。

(3) 画像の意匠についての保護の拡張 (ニュース 221号)

物品との結びつきが必要とされなくなったので、画像の表示場所や記録場所について制約なく登録が可能となります。画像の表示場所は、壁面や道路などでもよく、記録場所もクラウドサーバーのように機器の外部であっても構いません。しかし、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」(改正意匠法2条)という限定がありますので、壁紙等の装飾的な画像やゲーム等のコンテンツ画像は保護対象から外れます。

(4) 建築物の意匠および内装の意匠についての保護 (ニュース 219号)

改正法では、不動産である建築物が保護対象となるため、組立て家屋に限らず、広く建築物の保護が可能となります。また、「内装の意匠」についての保護規定が導入されました。これにより、内装全体で統一的な美感を起こさせる場合に保護が受けられます。

(5) 一物品の考え方の柔軟化、組物の意匠の拡充

容器付きゼリーなど、容器と中身が一体となった意匠について意匠登録が可能になります。また、組物の意匠の構成物品は、社会通念上同時に使用される物品の範囲内で出願人の任意とされます。幼稚園、小学校、中学校、高校からなる一組の建築物等も想定されています。さらに、組物についても部分意匠が認められます。

(6) 間接侵害の対象の拡大 (ニュース 217号)

間接侵害とは、侵害を誘発する蓋然性が極めて高い予備的・幫助的行為を侵害とみなす制度です。「その物品等がその意匠の実施に用いられることを知っていること」等の主観的要素を規定することにより、取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為が取り締まれるようになります。

(7) 複数意匠一括出願

複数の意匠を一括で出願できる手続も導入されますが、以前と同様に意匠ごとに審査し、意匠ごとに権利が発生します。そのため、コストメリットはなく、権利範囲が広がる等の効果もありません。ハーグ国際登録を国内移行する際の障害を少なくすることが目的といわれています。